

平成20年2月13日

協定第11条による協議事項

第2条に定める業務内容を次のとおり例示する。

(役務並びに資機材の提供)

第1 次に掲げる役務の提供を行う。

- (1) 甲が保有する、又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去を行う。
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去を行う。
- (3) 被災者の所有する車両の無料点検（道路運送車両法による日常点検レベルのもの）を行う。
- (4) 乙の所有する車両用ジャッキを災害時、被災者に対して無償貸与する。

(その他)

第2 次に掲げる業務を行う。

- (1) 帰宅困難者に対してトイレ等を提供する。
- (2) 乙の会員が所在する地域における防災活動（自主防災組織などが保有する資機材の運転・点検・調整など）への協力を行う。
- (3) 地域の被災状況を消防等の関係機関に通報する。

以上